

1. 要綱改正の概要

H30年12月より開始された肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業においては、R5年3月29日付けで国の「実務上の取り扱い」が改正され、当県においてもR5年4月1日付けで要綱を改正している。また、令和6年度には「助成要件の見直し」が発出される予定のため、県の要綱の変更等随時対応を行う。

主な変更点は、肝がん外来医療に該当する医療行為の追加（R5年4月1日付け）及び、助成要件であるの高額療養費を超えた月の回数の見直し（R6年度改正予定）である。

改正後「肝がん外来医療に該当する医療行為」

1. 肝がん外来医療に該当する医療行為

(1) 分子標的薬を用いた化学療法

○対象とする薬剤（一般名） 分子標的治療薬：ソラフェニブ、レゴラフェニブ、レンバチニブ、アテゾリズマブ等

(2) 肝動注化学療法

○対象とする薬剤（一般名） 殺細胞性抗癌剤：フルオロウラシル、シスプラチン等

(3) 粒子線治療

追加

(4) その他の医療行為

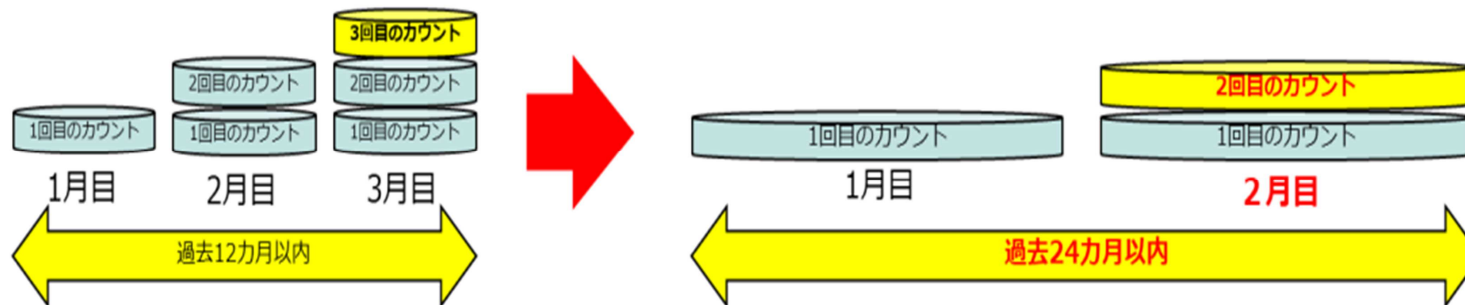
上記(1)から(3)の医療行為により発生した副作用に対する治療を目的とした医療行為。

2. その他

上記1を行うために明らかに必要と認められる外来医療（薬剤の処方を含む）であるとして、肝がん外来医療に該当する医療行為と判断するもの。

「助成要件の見直し」(令和6年4月1日付け予定)

高額療養費の限度額を超えた月が過去12ヶ月で3月目から自己負担1万円
⇒ 過去24ヶ月で2月目から自己負担1万円



高知県での対応について (協議事項)

- 改正内容について
 - ・先行して既に改正をしている内容については、継続してよいか
 - ・新しく改正予定の案については国の要綱通り見直しを行ってよいか